

各位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ー ア ン ド ピ ー 住 所 大阪市西区江戸堀二丁目 6 番 33 号 代表者名 代表取締役社長執行役員 和田山 朋弥 (コード番号:7804、東証スタンダード市場) 問合せ先 経営管理部部長 近藤 恵太 (TEL. 06-6448-1801)

内部統制システムの基本方針の改定について

当社は、監査等委員会設置会社へ移行したこと、及び、株式会社イデイを子会社化したこと に伴い、本日開催の臨時取締役会において内部統制システムの基本方針を一部改定することを 決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの基本方針

株式会社ビーアンドピーは、お客さまに最高のサービスを提供し、企業価値を高め、社会の進 歩発展に貢献するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、その実効性の向上を目指し、 以下に述べる体制や事項に関して制度や組織を整え、会社法および会社法施行規則に基づく業 務の適正性を確保します。また、内部統制システムの整備・ 運用状況を評価検証し、是正が必 要な場合は改善措置を講じることとします。

- 1. 取締役、委任型執行役員、雇用型執行役員(以下、委任型執行役員及び雇用型執行役員を総称して執行役員という。)及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役、執行役員及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
 - (2) 取締役会は、取締役、執行役員及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・ 運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程 | に則り会社の業務執行を決定する。
 - (4) 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、か かる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
 - (5) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、 適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役は、これらの文書等を常時閲覧で きるものとする。
 - (2) 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」を制定し、社長執行役員の下、内部監査担当が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
 - (2) 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社については「関係会社管理規程」に基づき経営管理を行う。
 - (2) 子会社の経営上の重要事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。
 - (3) 子会社のリスク及びコンプライアンスに関する事項は、当社のリスク及びコンプライアンスに関する管理体制を活用する。
 - (4) 内部監査担当は、内部監査の対象に子会社を含め、定期的に監査を実施し、監査結果を社長執行役員及び監査等委員会に報告する。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は 監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき従業員を指名することができる。
 - (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査 等委員会に委譲されたものとし、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命 令は受けないものとする。
- 7. 取締役、執行役員及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、監査等委員に重要な

会議への出席の機会を提供する。

- (2) 当社及び子会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、定期的に監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
- (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事 実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのあ る事実を発見したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
- (4) 当社及び子会社の取締役は、上記(2)又は(3)の報告をしたことを理由として 取締役、執行役員又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
- (5) 監査等委員の職務の執行において生じる費用については、会社法第399条の2第 4項に基づき処理する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (2) 内部監査担当は会計監査人及び監査等委員会と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当に報告を求める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、内部監査担当を内部統制の担当部門とし、社長執行役員を 委員長として、財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び業務プロセスの 統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方

- (1) 当社は、2017年1月30日の取締役会にて決議された「反社会的勢力対応の基本方針」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役、執行役員及び従業員の義務とする。
- (2) 当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

以上